

平成28年東郷町教育委員会第2回臨時会	
日時	平成28年7月25日(金) 午後 4時40分 開会 午後 4時50分 閉会
場所	東郷町役場 1階第1会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 相羽 繁生 委 員 奥谷 美香 委 員 近藤 万友美
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 磯村 元彦 学校教育課長 水野 幹根 参 事 福沢 伸一
会議録作成職員	学校教育課長 水野 幹根
会議録署名委員	教育長、相羽委員
議 事	議案第38号 東郷町いじめ防止基本方針(案)(学校教育課) 議案第39号 東郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について(学校教育課)
傍聴者	なし

教育部長	<p>それでは、只今から平成28年東郷町教育委員会第2回臨時会に入らせていただきます。</p>
教育長	<p>それでは、ただいまから平成28年東郷町教育委員会第2回臨時会を開会します。会議の日程につきましては、お手元に配布してあります議事日程のとおりです。したがって、日程第1、会議録作成職員を指名します。</p> <p>学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。</p> <p>私 石川と相羽委員を指名したいと思いますのですが、いかがですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>異議なしとのことですので、私 石川と相羽委員を指名したいと思います。日程第3、議題に入ります。</p> <p>議案第38号 東郷町いじめ防止基本方針について、事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第38号 東郷町いじめ防止基本方針について、東郷町いじめ防止基本方針を別紙のとおり定めるものとする。この案を提出するのは、いじめ防止対策推進法の規定に基づき東郷町いじめ防止基本方針を制定する必要があるからである。</p> <p>2ページ以降が基本方針の案です。以前からお示したものと変更した点はありません。第1、いじめの基本的な考え方、第2、いじめ防止等に関する基本的な考え方、第3、町が実施すべき施策、第4、学校が実施すべき施策、第5、重大事態への対処、第6、その他いじめ防止等のための対策に関する事項について定めてあります。以上です。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第38号について審議をお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので議案第38号について採決に入ります。</p> <p>議案第38号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第38号については可決します。</p> <p>議案第39号 東郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、事務局の説明をお願いします。</p>
委員	<p>10ページをご覧ください。議案第39号、東郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、東郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり定めるものとする。この案を提出するのは、いじめ防止対策推進法の規定に基づき東郷町いじめ問題対策連絡協議会等を設置する必要があるからです。</p> <p>法規審査で修正があった点について説明します。</p> <p>第11条、専門委員の人数を10名から5名へ変更しました。同じく、調査委員も10名から5名へ変更しました。</p> <p>附則の部分で、任期、報酬について加えました。任期は最初に任命される委</p>

	員の任期は平成29年3月31日までとします。報酬は、東郷町いじめ問題専門委員会委員、東郷町いじめ問題調査委員会はそれぞれ20,000円以内とします。以上です。
教育長	説明がおわりましたので、議案第39号について審議をお願いします。
相羽委員	専門委員会と調査委員会は常設ですか。
学校教育課長	問題が起きてから調査するための委員を探すことは難しいため、前もって委嘱しておきます。
教育長	ほかに質問もないようですので議案第39号について採決に入ります。議案第39号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第39号については可決します。 以上で議題は終了し、本日の日程は、これですべて終了しました。これをもって閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。